

装プ事第3380号
27.12.2
装プ事第13522号
令和5年7月31日

一部改正

大臣官房長
各局長
各幕僚長
情報本部部長
防衛監察監
防衛装備庁防衛技監
防衛装備庁長官官房各装備官
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房総務官 殿
防衛装備庁長官官房人事官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官
防衛装備庁長官官房各装備開発官
防衛装備庁長官官房艦船設計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

装備品等のプロジェクト管理に関する訓令第11条、第12条
及び第15条の運用について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

装備品等のプロジェクト管理に関する訓令第11条、第12条
及び第15条の運用についての一部改正について

(趣旨)

第1 この通達は、装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成27年防衛省訓令第36号。以下「訓令」という。）第11条、第12条及び第15条の運用に関し、必要な事項を定めるものである。

(取得戦略計画の策定)

第2 訓令第11条第2項第5号に規定する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ライフサイクルの移行管理に関する事項
- (2) 取得プログラムの分析及び評価に関する事項
- (3) その他考慮すべき事項

2 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、訓令第10条の指名を行った後、遅滞なく、取得戦略計画を策定するものとする。

(計画の確認)

第3 訓令第12条に規定する各業務に係る計画は、次の各号に掲げる計画とする。

- (1) 防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条に規定する年度業務計画
- (2) 装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛省訓令第37号）第11条第1項に規定する年度業務計画
- (3) 装備品等の研究開発に関する訓令第12条第1項に規定する年度業務計画
- (4) 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第9条に規定する調達基本計画
- (5) その他前各号に掲げる計画に準ずる計画

(取得プログラムの分析及び評価)

第4 長官は、訓令第15条第2項に規定する取得プログラムの分析及び評価の結果について、局長等（防衛政策局長、整備計画局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長をいう。以下同じ。）と調整した上で、原則として第1四半期に防衛大臣に報告するとともに、局長等に通知するものとする。

(雑則)

第5 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、プロジェクト管理部長が定めるものとする。

2 この通達については、施行後3年以内を目途に、この通達の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。